

土木関係補助事業

1 かけ地近接等

危険住宅移転事業

■対象（全ての要件を満たす方）

① かけ地に近接する区域に居住している方

② 建築基準法等により危険な区域に指定される以前に建てられた住宅に居住している方

③ 令和3年度に移転を行う方

■補助金額

① 撤去費用…上限80万2千円

② 建設助成費

危険住宅に代わる住宅の建設（購入）、土地取得、敷地造成のため、金融機関から融資を受けた借入金の利子相当額を助成

① 住宅建設…上限457万円

② 土地取得…上限206万円

③ 敷地造成…上限59万7千円

■申込期限 9月30日（水）

■申込期限 9月30日（水）

2 空き家解体撤去事業

■対象

① 市内にある空き家の所有者

② 家の所有者から委任を受けた者

③ 所有者等が居住していない、他の用途で使用していない建物

※非住宅のみの解体は対象外

④ 市内業者に依頼する工事で対象工事費の合計額が30万円（消費税込み）以上のもの

■補助金額

① 一般解体撤去

対象工事費の30%（上限30万円）

② 撤去後の新築

対象工事費の50%（上限50万円）

■申込期限 12月28日（月）

3 住宅リフォーム促進事業

■対象

① 市内にある申請人が居住している持家

② 市内の住宅リフォーム促進事業登録事業者を利用した住宅のリフォーム工事

③ 対象工事費20万円以上のもの

■補助金額

① 一般世帯

対象工事費の10%（上限15万円）

② 子育て世帯

対象工事費の30%（上限45万円）

■申込期限 12月28日（月）

■ご注意ください

① 他の補助事業との重複部分は対象外（介護保険住宅改修支援事業、小型合併処理浄化槽設置整備事業等）となります。

② 住宅1件につき1回の補助です。

4 木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助事業

■対象

① 市内木造住宅の居住者または所有者（居住者と所有者が異なる場合、双方の同意が必要）

② 昭和56年5月31日以前に建築（着工）されたもの

③ 市税等を滞納していないこと

④ 耐震改修工事は市内業者に依頼する工事であること

■補助金額

① 耐震診断…耐震診断費用の3分の2（上限6万円）

② 耐震改修工事…対象工事費の100分の23（上限30万円）

■申込期限 12月28日（月）

◆各事業補助事業について

① 工事中・工事後の申請は補助対象外となります。

② 工事現場立会い等のため不在の場合がありますので、ご相談は、事前にご連絡をお願いします。

※各事業の申請書・添付書類の詳細は、土木課建築係または、市HPからご確認いただけます。

◎問い合わせ先

土木課建築係 ☎内線340

市管理河川 現地調査のお願い

市が管理する河川の地形図作成作業に伴い、市が委託する調査会社が調査を行っています。

■調査内容

調査会社が現地河川の起終点確認や橋梁・道路・水路等の幅員の測定などを行います。

■ご協力をお願いします。

私有地外での調査が中心ですが、現場によっては、私有地に立ち入る場合がございますので、ご理解・ご協力をお願いします。

※調査員は、市が発行した身分証を必ず携帯しています。

■調査会社 国際航業株式会社

☎092-431-7265

（担当：宮田）

■調査範囲

準用河川および普通河川（26河川）

■調査期間 3月～7月下旬頃

◎問い合わせ先

土木課土木係 ☎内線351



保健・福祉

世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間

毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、また、同日から8日までは「発達障害啓発週間」です。

■正しい理解が大切です

自閉症をはじめとする発達障害の方は、他人の意図や感情を直感的に理解したり、言葉を適切に使うことなどが苦手な場合があります。これらは、親のしつけや家庭環境が原因ではなく、行動や態度が誤解されることがあります。発達障害の特徴を知り、正しく理解しましょう。

◎問い合わせ先…県障害福祉課 ☎099-286-2744

■対象者

「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人にご遺族

第11回特別弔慰金

■対象者

「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人にご遺族

◎問い合わせ先…鹿屋医療センター総務課 ☎42-5101

◎問い合わせ先…鹿屋医療センター総務課 ☎42-5101

◎問い合わせ先…鹿屋医療センター総務課 ☎42-5101

◎問い合わせ先…鹿屋医療センター総務課 ☎42-5101

知って得する医療講座

令和5年3月31日まで

◎問い合わせ先…福祉課 地域福祉係 ☎内線125

■請求期間

令和5年3月31日まで

◎問い合わせ先…福祉課 地域福祉係 ☎内線125

■開催 4月9日（木）

■時間 午後2時～2時40分

■場所 県民健康プラザ 健康増進センター

■テーマ 「知っておきたい家庭の感染と予防」

■料金 無料

◎問い合わせ先…鹿屋医療センター総務課 ☎42-5101



令和2年4月から 国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない 児童の保育料を軽減します

垂水市では、「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」を目指して、子育て支援事業の充実に積極的に取り組んでいます。その充実策の一つとして、令和2年4月から、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない児童（住民税課税世帯に属する児童）の保育料を軽減します。

■対象者

保育所、認定こども園に通う0歳～2歳の児童（3号認定）
※垂水市に住所がある児童に限ります。

■軽減の方法

現行の保育料を半額にし、差額分は市が負担します。
※保育料については、別途お知らせします。

◎問い合わせ先：福祉課児童障害者係 ☎内線 127

「国の幼児教育・保育の無償化制度」

- ① 保育所、認定こども園に通う3歳～5歳の全ての子ども、
- ② 0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象とした保育料の無償化制度

